



横浜開港祭ザブラスクルーズ
ボールコートマーチング 2018



基本実施要項

日時：2018年6月10日(日)

会場：横浜文化体育館

共同主催：日本マーチングバンド協会 関東支部
横浜開港祭ザブラスクルーズ実行委員会

大会概要

ボールコート マーチング 主旨

本大会は、音楽と動きが一体となって観衆を魅了するマーチングバンドの魅力をより多くの人々に楽しんでもらうとともに、これまで大会への参加経験のないチームや、人数が少ないため大会参加をあきらめていたチームでも気軽に参加していただくフェスティバル形式です。

参加資格も制限を設けず、本協会未加盟でも参加できるオープンエントリー制で参加費も入場料も無料です。ぜひ、お気軽にお申し込み下さい。多くの皆様のご参加をお待ちいたしております。

主催 日本マーチングバンド協会関東支部／横浜開港祭ザブラスクルーズ 実行委員会

対象都県 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県

日時 2018年 6月 10日（日） 10:30開演予定 16:30終演予定
※ カラーガード コンテストが併催されます。
※ 出場希望多数の場合は申し込み順とし、出場できない場合もありますので予めご了承ください。
※ 出演者会議は行いません。

	10:00	10:30				16:30
	開場	開会式	ボールコート マーチング	表彰式	カラーガード コンテスト 1. ジュニアの部 2. 高等学校の部 3. 一般の部	表彰式

※ 終演時間は、参加団体数により前後することもあります。予めご了承下さい。

会場 横浜文化体育館
(〒231-0032 神奈川県横浜市中区不老町 2-7 TEL 045-641-5741)

参加費 無料
※閉会式のプラカードを各団体で準備

入場料 無料

参加資格

1. 関東甲信越各地で活動するマーチングバンド・吹奏楽部等の団体。
2. 日本マーチングバンド協会に加盟していなくても可。
3. 5月10日（木）までに、下記の参加手続きを完了していること。
 - 大会本部が指定した各種書類等の提出。

申し込み方法

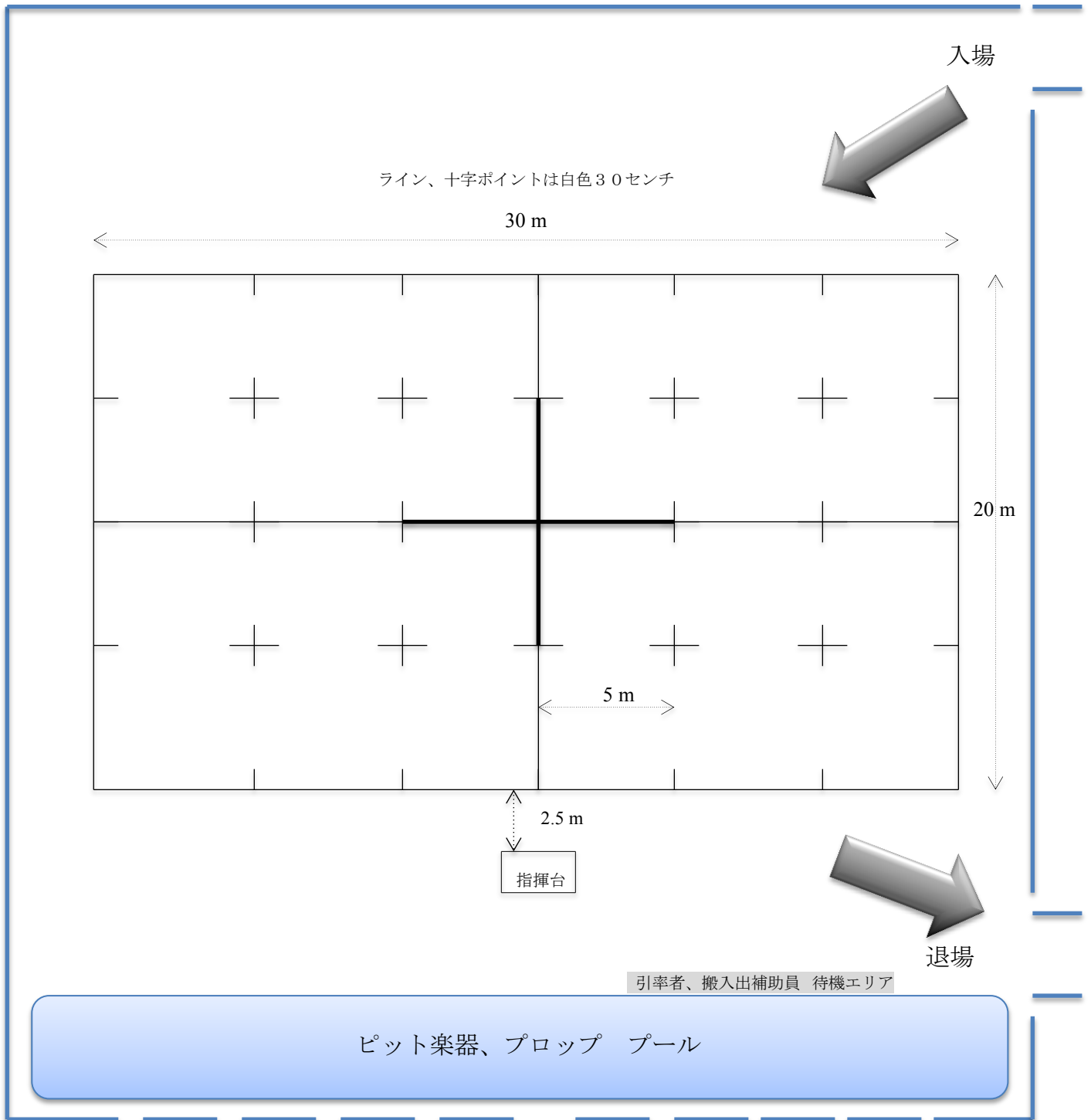
- ① 日本マーチングバンド協会関東支部ホームページより参加申込書等をダウンロードする。
- ② 参加申込書はデータ入力完了後、保存をして関東支部事務局へ E-mail 添付して提出。
- ③ CD等の音源を使用する場合は、録音許諾が必要となるため、必要書類を関東支部事務局へ郵送。
(スキャンしたものを参加申込書とともに E-mail 添付可)

申し込み〆切り 5月10日（木）まで 期限厳守

日本マーチングバンド協会関東支部 ホームページ URL : <http://www.m-bkanto.org>

ボールコートマーチング専用 E-mail アドレス : marching.preview@m-bkanto.org

演技フロー



2F 正面 観客席

実施規定

1. 構成

★マーチングバンド部門★

- ① 使用楽器、使用手具、人数等は自由とする。
- ② 演奏のみでも可とする。(演奏なしで動きのみでも可)
- ③ 電源、PA、マイク等を使用する場合は事前に事務局に連絡をすること。

2. 演奏、演技

(1) 演技フロアー

- ① 演技フロアーは 5m ポイント、横 30m×縦 20m とする。
- ② 演技フロアーへの入場は構成メンバー、登録引率者（5名以内）、搬入出補助員（5名以内）のみとする。
- ③ 登録引率者、搬入出補助員は演技中、指定の場所で待機していること。

(2) 入退場

- ① 演技フロアーへの入場口は実行委員会の指定した入場口を使用すること。
- ② 構成メンバーは、係員の指示に従って入場し、演奏演技終了後速やかに退場すること。

(3) 計時

- ① 入場時間は団体自己紹介 MC を含めて 1分 30秒以内をメドとする。
- ② 演奏演技時間は演奏開始から演奏終了までを 5分以上 6分 30秒以内とする。
- ③ 退場時間は 1分以内をメドとする。

3. 講評、表彰

講評者は2名としてコメントをCDに記録する。

講評者で協議の上、下記の賞を授与する。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 優秀賞 | 全出場団体 |
| (2) ルーキー賞 | 新規加盟出場団体 |
| (3) 奨励賞 | 2団体 |
| (4) 理事長賞 | 1団体 |

4. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 出演順は、受付締め切り後、大会実行委員会で決定する。

大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守する必要があります。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

(音楽著作権使用許諾申請)

1. 使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

① 市販の楽譜を指定の編成で利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がない

※ 市販の楽譜を使用する場合はスコアの表紙及び、購入を証明する領収書等のコピーを添付して提出していただきます。

日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もございますのでご注意ください。

② 市販の楽譜をアレンジして利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がある

※ 市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど指定の編成を変えて利用する場合は編曲使用許諾が必要です。

③ 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がある

※ 上記②③の場合は団体ごとに原曲の作者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

尚、著作権は作者の死後 50 年を経ると消滅する事が原則ですが、著作権の有無は JASRAC (日本音楽著作権協会)の団体管轄支部に直接お問い合わせください。

使用料金の金額並びに支払い方法を提示されることがあります。

使用許諾を証明する書類を提出してください

尚、著作権を所有している団体によっては公式の許諾書式がない場合もありますが、その場合は著作権所有の団体名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収証等 (コピー可) を添付してご提出ください。

④ 自作曲を利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がない

(肖像権)

2. プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

上記の申請は参加手続き締め切り日までに申請が終了している事

お問い合わせ先

日本音楽著作権協会 (JASRAC) 03-3481-2121 <http://www.jasrac.or.jp>
日本マーチングバンド協会関東支部 03-3843-5020 mbkanto@m-bkanto.org